

社会福祉法人大和市社会福祉協議会有料広告掲載に関する要綱

平成22年2月25日

和社協要綱第4号

社会福祉法人大和市社会福祉協議会有料広告掲載に何する要綱（平成20年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が自主財源強化のために募集した広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の対象）

第2条 社協が管理するもののうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告掲載の対象とする。

（広告の掲載基準）

第3条 広告は、次の各号のいずれの要件にも該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 公共性を損うおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 求人広告又はこれに類するもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 貸金業に規制等に関する法律（昭和58年法律第23号）に規程する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (9) 前各号のほか大和市有料広告に関する基準（平成17年3月14日施行）の規制業種又は事業者等に該当するもの
- (10) 前各号のほか、会長が広告掲載として適当でないと認めるもの
（広告を掲載しない事業者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 大和市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている事業者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の事業者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (3) その他広告として掲載することが適当でないと会長が認める事業者
（広告掲載の優先順位）

第5条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前号に該当しない広告
（広告の規格等）

第6条 広告の掲載対象物、規格、枠数、広告掲載料及び掲載回数は、別表のとおりとする。

（広告の募集）

第7条 広告の募集は、社協だより、社協ホームページ等により行う。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、有料広告掲載申込書（第1号様式）を会長に提出し、承認を得なければならない。

(広告掲載の決定等)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、有料広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知しなければならない。

2 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに、広告案を提出しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、掲載決定後、会長が指定する期日までに、社協の発行する納付書により広告掲載料を一括納入しなければならない。ただし、広告主の都合により一括納入できない場合は、広告掲載後、会長が指定する期日までに、社協の発行する納付書により広告掲載料をその都度納入するものとする。

(広告案の審査)

第11条 会長は、第9条第3項に規定する広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は、広告主に対し修正を求めることができる。

(広告の作成)

第12条 広告主は、前条に規定する審査後(修正を求めた場合は、修正後)に広告を作成し、発行日の1ヶ月前までにデータ等により会長に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定による広告を掲載する旨の決定を取り消すことができる。この場合において、広告主は、会長に対し、広告掲載決定取消しに伴う損害の賠償を請求することはできない。

(1) 広告主が、第10条に規定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) 広告主が、第12条に規定する期日までに広告案を提出しなかったとき。

(3) 広告主が、第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 広告の内容が第9条第1項及び第2項の規定による広告を掲載する旨の決定後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) その他会長が、特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 会長は、前項の規定により広告を掲載する旨の決定を取り消したときは、有料広告掲載決定取消通知書(第3号様式)により、広告主に通知するものとする。

(広告主の責任)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、苦情等が発生した場合は、速やかに広告主において解決に当たらなければならない。

(広告掲載料の不還付)

第15条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、社協の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に調整されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

別表（第6条関係）

掲載対象物	規格(1枠)	広告掲載料 (1回1枠当たり)	掲載回数 (回/年)
	(縦 × 横)		
社協だより	1区画 6.0cm × 15.6cm	40,000円	1~6
	半区画 3.0cm × 7.8cm	20,000円	1~6

備考

- 1 1区画の場合については、広告主が、年間継続掲載（年6回）をするときは5パーセント、特別会員であるときは5パーセント、掲載料をそれぞれ割り引くものとする。
- 2 半区画の場合については、前項の割引制度は適用しない。

第3号様式（第13条関係）

有料広告掲載決定取消通知書

年 月 日

様

社会福祉法人
大和市社会福祉協議会
会長

有料広告の掲載について、次の理由により掲載する旨の決定を取り消します。

取り消す理由